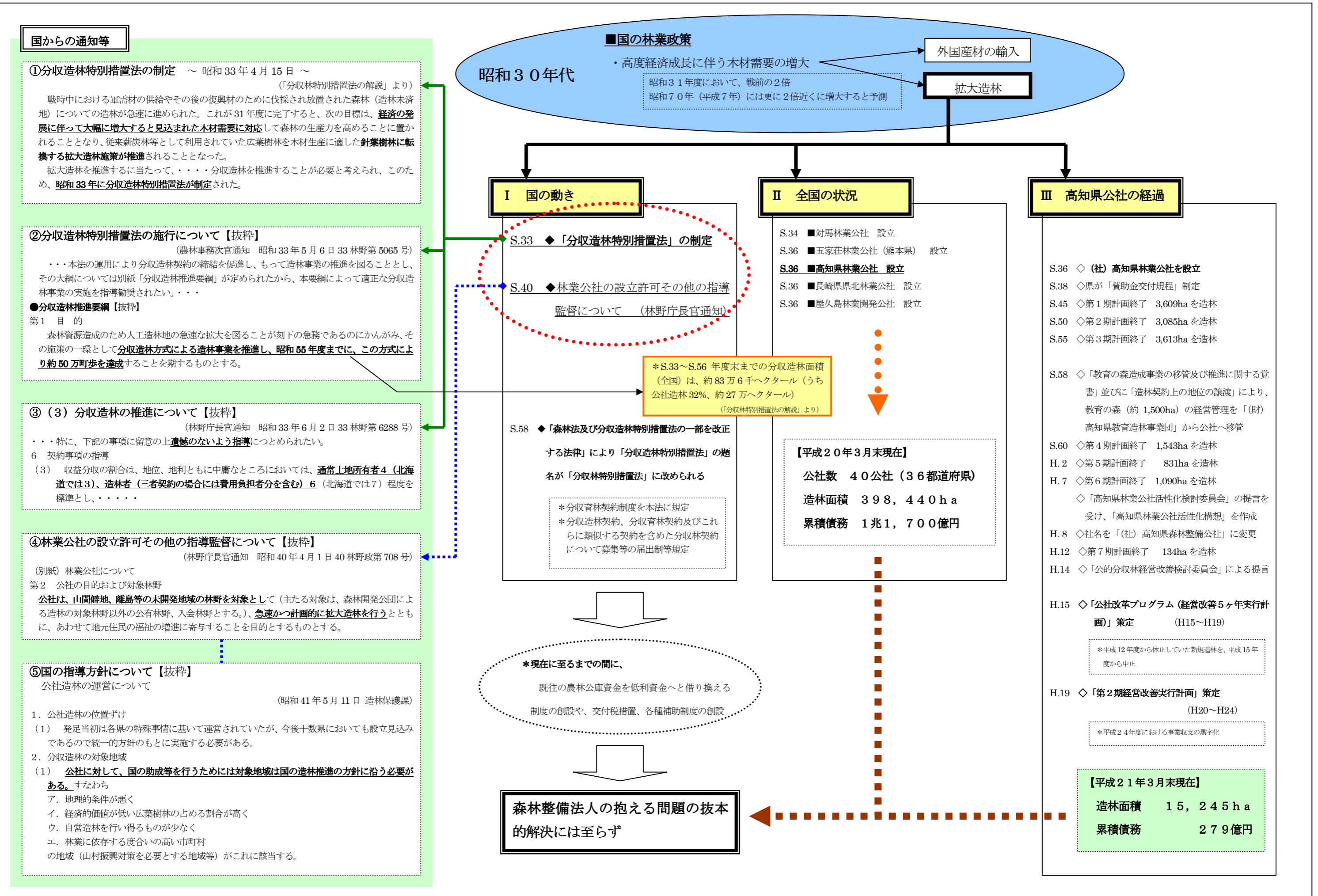


◆国における分収造林政策



■国の林業政策

昭和30年代

・高度経済成長に伴う木材需要の増大

昭和31年度において、戦前の2倍
昭和70年(平成7年)には更に2倍近くに増大すると予測

外国産材の輸入

拡大造林

国からの通知等

①分収造林特別措置法の制定 ～昭和33年4月15日～
(「分収林特別措置法の解説」より)
戦時中における軍需材の供給やその後の復興材のために伐採され放置された森林(造林未済地)についての造林が急速に進められた。これが31年度に完了すると、次の目標は、**経済の発展に伴って大幅に増大すると見込まれた木材需要に対応して森林の生産力を高めること**に置かれることとなり、従来薪炭林等として利用されていた広葉樹林を木材生産に適した**針葉樹林に転換する拡大造林施策が推進**されることとなった。
拡大造林を推進するに当たって、・・・分収造林を推進することが必要と考えられ、このため、**昭和33年に分収造林特別措置法が制定**された。

②分収造林特別措置法の施行について【抜粋】
(農林事務次官通知 昭和33年5月6日 33林野第5065号)
・・・本法の運用により分収造林契約の締結を促進し、もって造林事業の推進を図ることとし、その大綱については別紙「分収造林推進要綱」が定められたから、本要綱によって適正な分収造林事業の実施を指導勧奨されたい。・・・
●分収造林推進要綱【抜粋】
第1 目的
森林資源造成のため人工造林地の急速な拡大を図ることが刻下の急務であるのにかんがみ、その施策の一環として**分収造林方式による造林事業を推進し、昭和55年度までに、この方式により約50万町歩を達成**することを期するものとする。

③(3)分収造林の推進について【抜粋】
(林野庁長官通知 昭和33年6月2日 33林野第6288号)
・・・特に、下記の事項に留意の上遺憾のないよう指導につとめられたい。
6 契約事項の指導
(3) 収益分収の割合は、地位、地利ともに中庸なところにおいては、**通常土地所有者4(北海道では3)、造林者(三者契約の場合には費用負担者分を含む)6(北海道では7)程度**を標準とし、・・・

④林業公社の設立許可その他の指導監督について【抜粋】
(林野庁長官通知 昭和40年4月1日 40林野政第708号)
(別紙)林業公社について
第2 公社の目的および対象林野
公社は、山間僻地、離島等の未開発地域の林野を対象として(主たる対象は、森林開発公社による造林の対象林野以外の公有林野、入会林野とする。)、**急速かつ計画的に拡大造林を行う**とともに、あわせて地元住民の福祉の増進に寄与することを目的とするものとする。

⑤国の指導方針について【抜粋】
公社造林の運営について
(昭和41年5月11日 造林保護課)
1. 公社造林の位置づけ
(1) 発足当初は各県の特事情に基づいて運営されていたが、今後十数県においても設立見込みであるので統一の方針のもとに実施する必要がある。
2. 分収造林の対象地域
(1) **公社に対して、国の助成等を行うためには対象地域は国の造林推進の方針に沿う必要がある。**すなわち
ア. 地理的条件が悪く
イ. 経済的価値が低い広葉樹林の占める割合が高く
ウ. 自営造林を行い得るものが少なく
エ. 林業に依存する度合いの高い市町村の地域(山村振興対策を必要とする地域等)がこれに該当する。

I 国の動き

S.33 ◆「分収造林特別措置法」の制定

S.40 ◆林業公社の設立許可その他の指導監督について (林野庁長官通知)

S.58 ◆「森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律」により「分収造林特別措置法」の題名が「分収林特別措置法」に改められる

*分収育林契約制度を本法に規定
*分収造林契約、分収育林契約及びこれらに類似する契約を含めた分収林契約について募集等の届出制等規定

II 全国の状況

- S.34 ■対馬林業公社 設立
- S.36 ■五家荘林業公社(熊本県) 設立
- S.36 ■高知県林業公社 設立**
- S.36 ■長崎県北林業公社 設立
- S.36 ■屋久島林業開発公社 設立

*S.33～S.56 年度末までの分収造林面積(全国)は、約83万6千ヘクタール(うち公社造林32%、約27万ヘクタール)
(「分収林特別措置法の解説」より)

【平成20年3月末現在】
公社数 40公社(36都道府県)
造林面積 398,440ha
累積債務 1兆1,700億円

III 高知県公社の経過

- S.36 ◇(社)高知県林業公社を設立
- S.38 ◇県が「賛助金交付規程」制定
- S.45 ◇第1期計画終了 3,609haを造林
- S.50 ◇第2期計画終了 3,085haを造林
- S.55 ◇第3期計画終了 3,613haを造林

- S.58 ◇「教育の森造成事業の移管及び推進に関する覚書」並びに「造林契約上の地位の譲渡」により、教育の森(約1,500ha)の経営管理を「(財)高知県教育造林事業団」から公社へ移管
- S.60 ◇第4期計画終了 1,543haを造林
- H.2 ◇第5期計画終了 831haを造林
- H.7 ◇第6期計画終了 1,090haを造林
◇「高知県林業公社活性化検討委員会」の提言を受け、「高知県林業公社活性化構想」を作成
- H.8 ◇社名を「(社)高知県森林整備公社」に変更
- H.12 ◇第7期計画終了 134haを造林
- H.14 ◇「公的分収林経営改善検討委員会」による提言

H.15 ◇「公社改革プログラム(経営改善5ヶ年実行計画)」策定 (H15～H19)

*平成12年度から休止していた新規造林を、平成15年度から中止

H.19 ◇「第2期経営改善実行計画」策定 (H20～H24)

*平成24年度における事業収支の黒字化

【平成21年3月末現在】
造林面積 15,245ha
累積債務 279億円

*現在に至るまでの間に、
既往の農林公庫資金を低利資金へと借り換える
制度の創設や、交付税措置、各種補助制度の創設

森林整備法人の抱える問題の抜本的解決には至らず